

( 公 印 省 略 )  
三 教 保 第 4 4 号  
令 和 2 年 4 月 14 日

保 護 者 各 位

三木市教育委員会  
教育振興部長 横 田 浩 一

兵庫県の休業要請等を受けての就学前施設の対応について

兵庫県の休業要請並びに兵庫県内の感染拡大の状況を踏まえ、子どもたちの安全を第一に考え、就学前施設（こども園・保育所）の運営については、より踏み込んだ対策を講じることとし、利用対象者を限定して下記のとおり事業を継続します。

記

- 1 限定保育の実施 可能な限り利用の自粛を要請した上で、社会生活を維持するために就業が必要な保護者を対象に受け入れます。
- 2 限定保育期間 令和2年4月17日（金）～5月6日（水）
- 3 受入可能な保護者 医療機関従事者、社会福祉施設従事者、警察・消防従事者、生活必需物資販売従事者、公共交通機関従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ない場合に限り受け入れます。
- 4 限定保育の申出 別紙「限定保育申告書」に必要事項を記入し、施設に申し出てください。
- 5 その他 今後の状況により、対応方針が変更になった場合は、改めてお知らせします。

問い合わせ先 教育振興部 教育・保育課 辻田

TEL 0794-82-2000（内線 3541）